

海岸保全基本計画の検討状況について

1 これまでの経過

- 東日本大震災を踏まえ、23年6月に中央防災会議において『津波対策については、減災レベルの津波と防護レベルの津波の2つのレベルを想定し対策を講じるべき』という考え方が示され25年3月に横浜市防災計画を見直しました。

横浜市防災計画

【震災対策編】(25年3月修正)

- ・減災レベルの津波対策:住民避難を軸に、総合的な津波対策を確立する。
⇒「津波からの避難に関するガイドライン」(平成23年8月策定)
- ・防護レベルの津波対策:港湾区域、漁港区域、河川区域それぞれにおいて、対策が必要な地区における適切な防護手法を検討し、被害を防ぐ。

【風水害対策編】(21年12月修正)

- ・高潮対策 :高潮の計画高潮位は標高2.2~2.7mであり、埋立の基準高さを下回っていることから、一定の安全性を確保している。

- 港湾区域及び漁港区域では、津波と高潮からの被害を防ぐ適切な防護手法として海岸事業による海岸保全施設の整備・改修を予定しています。
- 海岸保全施設の整備・改修を行うには、海岸法にもとづき県が策定する海岸保全基本計画に本市に係る「海岸保全施設を整備する区域」及び「施設の整備方針」を盛り込む必要があり、本市の素案作成に取り組んでいます。

2 現在の検討状況

- 素案作成には、まず、現況の護岸等の高さとして県が決定した防護レベルの津波設計水位(標高2.6m)・高潮の計画高潮位(標高2.2~2.7m)とを比較し、海岸保全施設の整備・改修の必要性を検討する必要があります。
- 本市海岸線は、津波・高潮を考慮し埋立の基準高さ(標高2.71m以上)で、整備をして来ましたが、しかし、過年度に実施した測量結果等を整理した結果、経年変化などにより、一部の護岸等が沈下していることが分かりました。
- 現在、現況の護岸等の高さにおいて、津波及び高潮が発生した際、どの地区がどの程度浸水するかを把握するため、浸水予測図の作成作業を進めています。

3 今後の進め方

- 沿岸部における土地利用状況等を勘案し、津波・高潮から防護すべきエリアを設定します。その後、エリア内に浸水が予測される地区について、既存施設の老朽化状況などをふまえ「海岸保全施設を整備する区域」及び「施設の整備方針」の素案を作成し、県に提出します。
- 県は、パブリックコメントや学識経験者からの意見聴取を行い、26年度内に本市が提出した内容を海岸保全基本計画に盛り込む予定です。

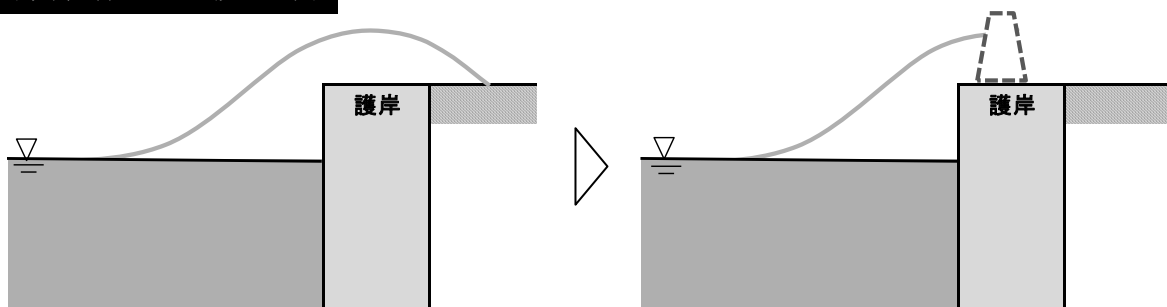
【参考】

海岸保全基本計画の概要

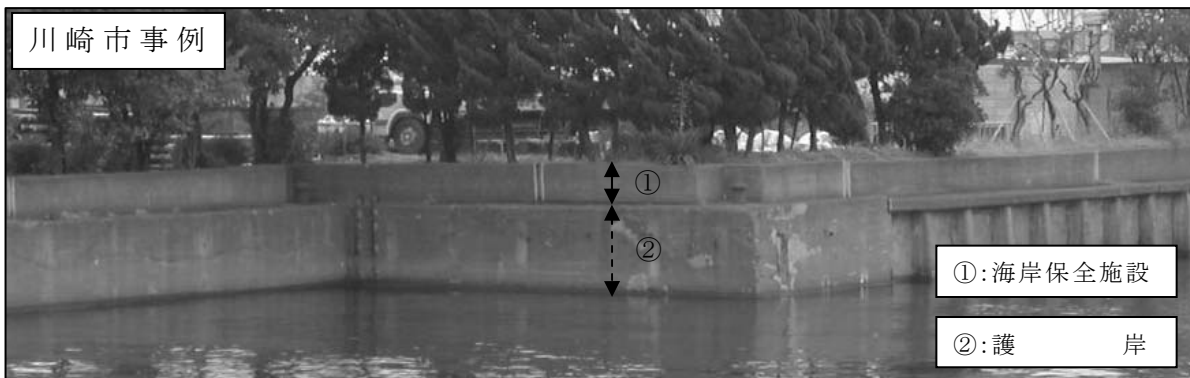
- 海岸法にもとづき県が策定する計画です。
- 海岸法の目的である、
 - ①「津波、高潮からの海岸の防護」
 - ②「海岸環境の整備及び保全」
 - ③「公衆海岸の適正な利用の確保」の3つの観点から、計画的でかつ調和のとれた海岸保全を行うため、「海岸の保全に関する事項」「海岸保全施設^{※1}の整備に関する事項（海岸保全施設を整備する区域及び施設の整備方針）」を定めるものです。
- 計画の対象は、港湾区域と漁港区域です。
- 神奈川県では、平成16年8月に東京都・千葉県と合同で「東京湾沿岸海岸保全基本計画」を策定しています。
- 計画の変更をする際には、パブリックコメントや学識経験者からの意見聴取を行う必要があります。

※1：海岸保全施設：津波・高潮等の災害などから背後の人命や財産を保護する役割を持っている施設

海岸保全施設の例



川崎市事例



県は、25年度に海岸保全基本計画を変更する予定であり、本年12月16日から変更内容についてパブリックコメントを実施します。

【主な変更内容】

- ・想定地震と設計津波水位の変更（横浜ゾーン：南関東地震, 標高 2.1m⇒元禄地震, 標高 2.6m）
- ・自然的特性（気象、地形等）社会的特性（人口、産業等）のデータ更新